

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2019年11月11日(月)

今週のことば

税を考える週間

国の基本となる税の理解を深めることを目的として、毎年11月11日～17日に実施。今年は「暮らしを支える税」をテーマに、納税意識の向上を図る取組が行われる。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

11/11(月) 赤口 源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
12(火) 先勝
13(水) 友引
14(木) 先負 大嘗祭(～15日)
15(金) 仏滅 七五三、所得税の予定納税額の減額申請期限
16(土) 大安
17(日) 赤口

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/4(月) 振替休日		
5(火)	23,252 △401	108.78 ▼0.83
6(水)	23,304 △52	108.97 ▼0.19
7(木)	23,330 △26	108.95 △0.02
8(金)	23,392 △62	109.28 ▼0.33

退職金等に対する所得税の取扱い

退職金は、長年の勤労に対する報償の給与として税負担が軽くなるよう、所得税の取扱いが優遇されていますが、政府税制調査会では中長期の税制のあり方を示す中期答申において、働き方や人生設計の多様化を踏まえ、勤続年数で税負担の差が生じる退職所得課税の見直しを検討課題の一つに挙げています。

◆退職金から控除額を差し引いた1/2に課税

退職金等の支払いを受けた場合に、課税対象となる退職所得は【(退職金－退職所得控除額)×1/2】で算出され、原則として他の所得と分離して所得税額を計算します。

退職所得控除額は、勤続年数(1年未満の端数がある場合は1年)に応じた額となり、次の算式で計算します。

◎勤続年数20年以下の場合……40万円×勤続年数
(※80万円未満となる場合は80万円)

◎勤続年数20年超の場合……800万円+70万円×(勤続年数－20年)

なお、役員等として勤務した期間が5年以下の方が役員等勤続年数に対応する退職金の支払を受けた場合は、【役員退職金－退職所得控除額】が退職所得になります(1/2とする措置はなし)。

◆退職所得として扱われるものは

小規模企業共済による共済金(準共済金)や、中小企業退職金共済によって支払われる退職金を一括で受け取る場合、iDeCo(個人型確定拠出年金)を一時金で受取る場合なども退職所得として扱われ、上記と同様に退職所得控除額(この場合は勤続年数ではなく契約期間)を差し引いた額の1/2が課税対象となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201543

来年から投資信託等の二重課税調整措置

金融機関に開設している口座で保有する公募投資信託等で、外国資産(株式や不動産等)への投資による利益をもとに分配金が支払われている場合、その分配原資となる配当等は投資先の税制に基づき外国所得税額が徴収されており、投資信託等から支払われる分配金についても所得税や住民税が課税される二重課税の状態でした。

この二重課税状態を解消するため、源泉徴収される所得税額から一定の外国所得税額を控除する調整措置が、来年1月以降に支払われる分配金に対して自動的に適用されます。

ただし、住民税には適用されません。また、NISA口座で保有している場合も対象外です。

募金団体を通じて被災地に寄附した場合

被災した地方自治体への義援金は、被害を受けた地方自治体に対して直接寄附をした場合に加え、募金団体(日本赤十字社等)を経由して地方自治体に寄附をした場合も、「ふるさと納税」として控除が適用されます(2千円を超える部分の金額が所得税と個人住民税から控除)。

ただし、募金団体を通じた義援金等については、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は適用されないため、控除を受けるためには確定申告が必要となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

退職手当等に係る所得税の取扱い

◆退職所得とは

退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（「退職手当等」という）をいいます。

また、社会保険制度に基づいて支払を受ける一時金その他これに類する給付、確定給付企業年金に係る規約や適格退職年金契約に基づいて支払を受ける退職一時金並びに確定拠出年金の企業型年金規約又は個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金、特定退職金共済団体及び独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う退職金共済に関する制度、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済契約に係る制度等に基づいて支払を受ける一時金なども退職手当等とみなされます。

なお、労働基準法第20条の規定により支払われる解雇予告手当や賃金の支払の確保等に関する法律第7条の規定により退職した労働者が弁済を受ける未払賃金も退職所得に該当します。

◆退職所得の計算方法

退職手当等は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払られるものであることなどから、退職所得控除や、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるよう配慮されています。

退職所得の金額は、特定役員に対する退職手当等※を除き、原則として退職所得控除額を差し引いた額に1/2を掛けて課税退職所得金額を算出します。

$$\text{【退職所得金額】} = (\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

これに所得税の税率を掛けて、控除額を差し引いた残りの金額が所得税額（基準所得税額）となります。この金額と、基準所得税額に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税額を合計した金額が所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額となります。

※特定役員に対する退職手当等に係る退職所得金額

役員等勤続年数が5年以下である特定役員が支払を受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払を受けるものについては、平成25年分以後、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得の金額になります（上記計算式の1/2計算の適用はなし）。なお、「役員等勤続年数」とは、退職金等に係る勤続期間のうち、役員等として勤務した期間の年数（1年末満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）をいいます。

◆退職所得控除額

退職所得控除額は、次のように計算します。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 ※計算後の金額が80万円に満たない場合は、80万円
20年超の場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※1 勤続年数とは、原則として、退職手当等の支払者の下で退職の日まで引き続き勤務した期間の年数で、勤続年数に1年末満の端数がある場合は、たとえ1日でも1年として計算します。

※2 障害者となったことに直接基因して退職した場合は、上記により計算した金額に、100万円を加算した金額が退職所得控除額です。

◆源泉徴収と確定申告

退職金の支払を受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している場合は、源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税関係が終了（分離課税）しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は、退職金の額から一律20.42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

◆死亡により相続人などが受け取る退職金

被相続人の死亡によって、死亡後3年以内に支払が確定した退職金が、相続人などに支払われた場合には、その退職金は相続税の課税対象となり、所得税の課税対象にはなりません。

なお、相続人が取得した退職金のうち相続税の課税の対象となる金額は、【500万円×法定相続人の数】を超えた部分です。